

令和7年5月吉日

町内の皆さまへ

南陽学区区政協力委員会
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

茶屋新田地区 町名・町界の整理について（お知らせ）

皆さま方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、茶屋新田土地区画整理事業の換地処分に伴う、事業地区内とその周辺地区の町名・町界の整理につきまして、地元案として下記のとおり決定し、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

記

- 1 町名・町界整理（案）（裏面をご覧ください。）
 - ・町の新設は行いません。
 - ・町の区域は、土地区画整理事業により変更された道路境界に合わせて変更しています。
 - ・国道302号（環状2号線）等の南陽町の区域を、隣接する大西一丁目、大西三丁目に編入しています。
- 2 実施時期
令和9年秋頃の土地区画整理事業の換地処分にあわせて実施する予定です。
- 3 その他
土地区画整理事業施行区域内は、換地処分により土地の地番が変わりますので、町名の変更が無い場合でも、住所及び本籍が変更になります。

住所表記例

（現在） 名古屋市港区東茶屋一丁目〇〇〇番地

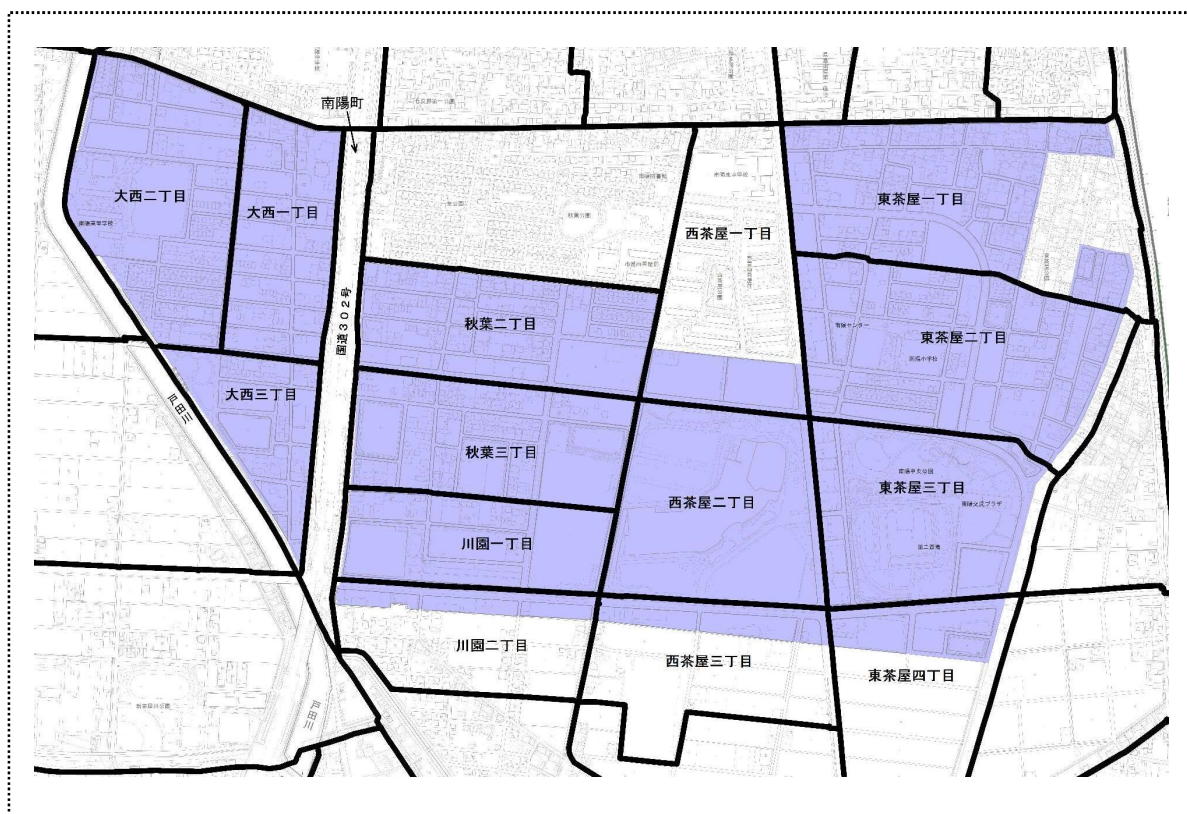
（実施後） 名古屋市港区東茶屋一丁目△△△番地 ※ 番地が変わります

※町名、町界整理（案）についてのご意見がございましたら、令和7年6月末日までに町内会長（区政協力委員）までご連絡ください。

※土地区画整理事業についてご不明な点がございましたら、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合（TEL 052-618-7732）までお尋ねください。

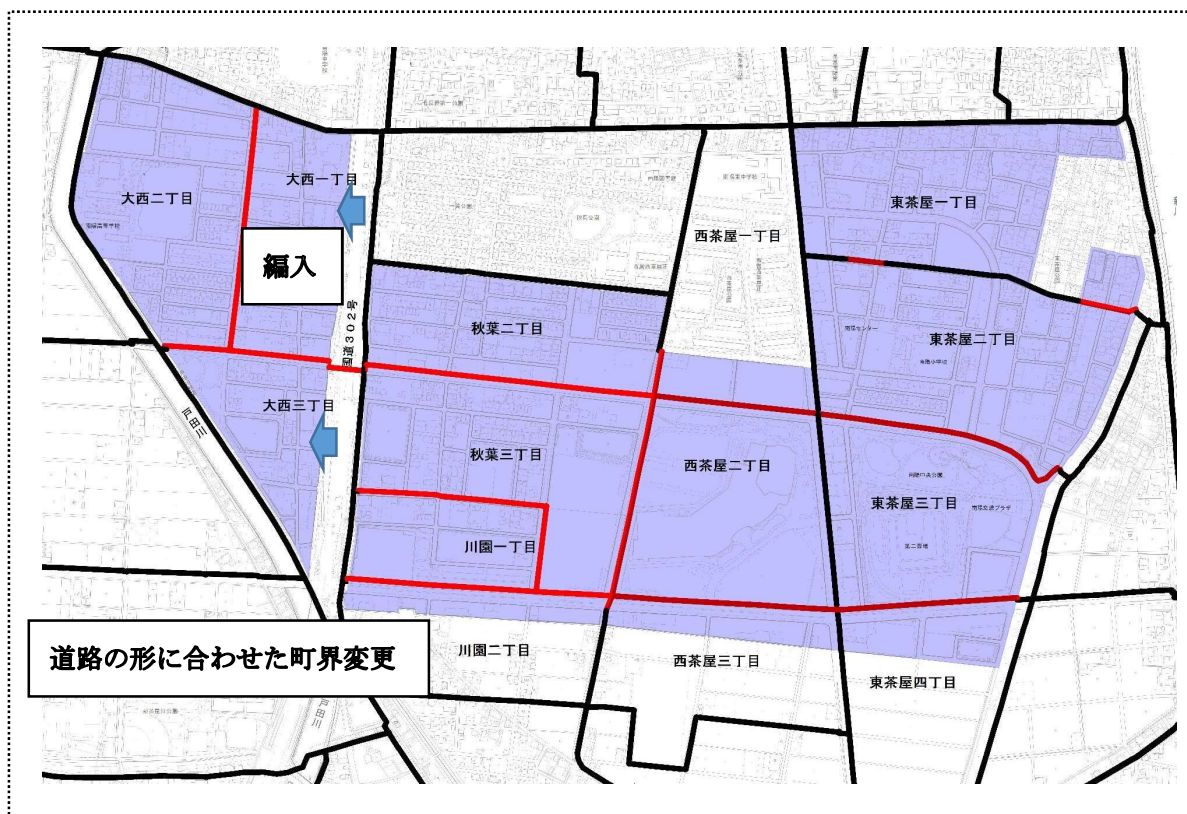
※住所変更等の手続きについてご不明な点がございましたら、名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課（TEL 052-972-3178）までお尋ねください。

【町名・町界整理前】



「名古屋都市計画基本図（令和２・３年）」を加工して作成

【町名・町界整理後（案）】



「名古屋都市計画基本図（令和２・３年）」を加工して作成

茶屋新田土地区画整理事業施行区域（地番変更により住所・本籍が変更になる区域）